【短期入所：ショートステイ】

[介護職員処遇改善加算率　3.9%・地域加算（2 級地）1 単位 10.72 円]

◆個室（日額・単位：円）：介護保険対象 1 割負担

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本料金	介護サービス費	858	885	953	1,011	1,068
	食費※１	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	居住費※２	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	日常・娯楽費	300	300	300	300	300
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	20	20	20	20	20
	夜勤職員配置加算	27	27	27	27	27
１日当たりの費用（目安）※３		4,982	5,032	5,100	5,158	5,215

※１　内訳：朝 450 円・昼 650 円・夕食 700 円
（第一段階：300 円　第二段階：390 円　第三段階：650 円　要、介護保険負担限度額認定証）

※２　（第一段階：490 円　第二段階：490 円　第三段階：1,310 円　要、介護保険負担限度額認定証）

※３　端数処理計算の関係上実際の請求金額とはずれる場合がございます

◆多床室（日額・単位：円）：介護保険対象 1 割負担

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本料金	介護サービス費	917	970	1,038	1,095	1,154
	食費※１	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	居住費※２	600	600	600	600	600
	日常・娯楽費	300	300	300	300	300
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	20	20	20	20	20
	夜勤職員配置加算	27	27	27	27	27
１日当たりの費用（目安）※３		3,663	3,717	3,785	3,842	3,901

※１　内訳：朝 450 円・昼 650 円・夕食 700 円
（第一段階：300 円　第二段階：390 円　第三段階：650 円　要、介護保険負担限度額認定証）

※２　（第一段階：　0 円　第二段階：370 円　第三段階：370 円　要、介護保険負担限度額認定証）

※３　端数処理計算の関係上実際の請求金額とはずれる場合がございます

H29.4.1 現在

【短期入所：ショートステイ】

[介護職員処遇改善加算率　3.9%・地域加算（2 級地）1 単位 10.72 円]

◆個室（日額・単位：円）：介護保険対象 2 割負担

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本料金	介護サービス費	1,671	1,771	1,907	2,023	2,136
	食費※１	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	居住費※２	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	日常・娯楽費	300	300	300	300	300
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	40	40	40	40	40
	夜勤職員配置加算	53	53	53	53	53
１日当たりの費用（目安）※３		5,864	5,965	6,100	6,216	6,330

※１　内訳：朝 450 円・昼 650 円・夕食 700 円

※２　端数処理計算の関係上実際の請求金額とはずれる場合がございます

◆多床室（日額・単位：円）：介護保険対象 2 割負担

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本料金	介護サービス費	1,833	1,940	2,076	2,190	2,308
	食費※１	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	居住費※２	600	600	600	600	600
	日常・娯楽費	300	300	300	300	300
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	40	40	40	40	40
	夜勤職員配置加算	53	53	53	53	53
１日当たりの費用（目安）※３		4,627	4,734	4,870	4,983	5,101

※１　内訳：朝 450 円・昼 650 円・夕食 700 円

※２　端数処理計算の関係上実際の請求金額とはずれる場合がございます

◆必要に応じて加算されるもの（単位：円）

			1割負担	2割負担
重度療養管理加算	要介護4以上で医学的管理を行いながら介護行った場合	1日につき	134	267
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士等によるリハビリを行った場合	1日につき	267	535
認知症ケア加算	自立度判定基準Ⅲ以上の認知症専門棟に入所の方	1日につき	85	169
送迎加算	利用者に対し送迎を行った場合	片道につき	205	410
療養食加算	医師の指示により療養食等を提供した場合	1日につき	26	51
緊急短期入所受入加算（7日限度）	利用者、家族の事情により緊急に短期入所が必要となった場合	1日につき	100	200
緊急時治療管理（月3日限度）	救命救急医療が必要となった入所に対し、応急的な治療管理を行った場合	1日につき	569	1,138

※　端数処理計算の関係上実際の請求金額とはずれる場合がございます

H29.4.1 現在